

川崎市母子緊急一時保護事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、緊急に保護することを要する母子等を母子緊急一時保護施設（以下「指定施設」という）へ入所させて、当該母子等の当面の生活安定を図るため、相談、指導、援護等を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(指定施設)

第2条 本事業を実施するために、次の施設を指定施設とする。

(1) 施設名 川崎市ヒルズすえなが

(2) 所在地 川崎市高津区末長1丁目3番6号

2 本事業の定員は2世帯とする。ただし、既に2世帯入所している場合に入所希望があった場合、児童福祉法第23条による母子保護の実施のために使用する居室に空きがある場合については定員を超えての入所を可とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、原則として、本市に在住する者とし、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、法令等の適用により、他の施設において保護を受けることができる者は、本事業の対象としないものとする。

(1) 緊急に保護が必要な母子 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき18歳未満の児童であつて、その児童の福祉に欠け、かつ緊急に保護することを必要とする状況にあると認められるもの。

(2) 単身女性 緊急に保護することを必要とする状況にある単身女性であり、かつ指定施設の利用が適切と認められるもの。ただし、妊婦である場合は、出産病院の確保がされた場合とする。

(3) 指定施設の相談、指導及び援護が必要と判断される母子 緊急に保護することは必要としていないが、指定施設の相談、指導及び援護が必要と判断される母子

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものには、対象としない。

(1) 伝染性の疾患を有すると認められ、入所した場合、指定施設での集団感染が見込まれるもの

(2) 傷病のため医療機関に入院を要するもの

(3) 心身の障害により、指定施設による常時の介護を要するもの

(4) その他、入所させることにより、指定施設の管理運営に支障をきたすおそれがあると福祉事務所、指定施設及び施設所管課で協議の上、認められるもの

3 対象者の親族で、その入所者を支援するために親族の指定施設の利用が必要であると判断された場合、福祉事務所、指定施設及び施設所管課で協議すること。なお、その親

族については、女性のみ利用を可とする。

（一時保護の申請）

第4条 福祉事務所長は、第3条の入所対象者を認めた時は、当該入所対象者が現に居住している管轄の福祉事務所長に母子緊急一時保護（変更・延長）申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。この場合において、福祉事務所長が一時保護について特に緊急性があると認める場合は、申請書を事後に提出させることができる。

（一時保護の依頼）

第5条 一時保護の申請を受けた福祉事務所長は、これを審査し、一時保護の必要性があると判断した場合には、指定施設の長に入所依頼連絡票（第2号様式）（以下「連絡票」という。）を送付するほか、入所調整を行う上で必要とする情報を可能な範囲で提供するものとする。

2 指定施設の長は、連絡票の送付を受けた場合は、速やかに受入日時を回答するものとする。

（一時保護の決定）

第6条 福祉事務所長は、一時保護の決定をしたときは、母子緊急一時保護（変更・延長）決定通知書（第3号様式）により申請をした者に、母子緊急一時保護（変更・延長）決定通知書（第4号様式）により指定施設の長に通知するものとする。

（一時保護の期間）

第7条 一時保護の期間は、原則として14日以内とする。ただし、特別の理由があると認められるときは、福祉事務所長は、指定施設の長と協議して期間を延長することができる。

2 前項に定める延長を行う場合は、当該入所者から、福祉事務所長に申請書を提出させるものとする。

3 福祉事務所長は、変更・延長の決定をしたときは、母子緊急一時保護決定通知書（第3号様式）により申請をした者に、母子緊急一時保護決定通知書（第4号様式）により指定施設の長に通知するものとする

（福祉事務所長の責務）

第8条 福祉事務所長は、指定施設に入所した母子等（以下「入所した母子等」という。）に対し一時保護期間内に、処遇の方向を決定するため、必要な措置を講ずるものとする。

(指定施設の長の責務)

第9条 指定施設の長は、入所した母子等に対して、必要な保護、相談及び指導を行うほか、保護期間中の生活に関し、次の各号に掲げる援護を行うものとする。

- (1) 電気、ガス、上下水道等の使用及びその負担
- (2) 寝具、炊事用具、什器等の生活用品の貸出、消耗品等の提供
- (3) その他世帯の状況に応じた必要な支援

(入所者の責務)

第10条 入所した母子等は、指定施設の長に誓約書（第5号様式）を提出し、次の行為をしてはならない。

- (1) 貸与物品の転貸および、施設外への無断掲出、または他の目的に使用すること。
- (2) 一時保護を許可されていない者を宿泊させること。
- (3) 施設の秩序若しくは風紀をみだし、または他人の迷惑となるような行為をすること。

(健康診断の実施)

第11条 福祉事務所長は又は指定施設の長は、指定施設に入所しようとする母子等に対して、原則として、入所前に健康診断を受診させるものとする。

2 健康診断の実施については、川崎市母子生活支援施設健康診断実施要領（平成4年5月14日付け川民児第123号）に基づき、実施するものとする。

(入所の取消)

第12条 指定施設の長は、入所した母子等が、次の各号に該当することにより、指定施設に入所させることが困難であると認めるときは、福祉事務所長に対して、速やかに指定施設の入所に代わる措置を講ずることを要請することができるものとする。

- (1) 第7条に規定する一時保護の期間を超えた場合
- (2) 第10条に規定する入所者の責務に違背する等の行為が著しい場合
- (3) 健康診断の結果、伝染性の疾患を有すると認められ、指定施設での集団感染を防ぐ必要がある場合

(入所の終了)

第13条 指定施設の長は、入所した母子等の入所が終了した場合、母子緊急一時保護終了報告書（第6号様式）により、福祉事務所長に対し報告を行う。

(実施細目)

第14条 この要綱について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年9月24日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年3月17日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。